

※【参考】教員免許更新制について

教員免許更新制は、教員の資質向上と教育の質の確保を目指し、平成21年4月1日に導入されましたが、その後、現場の負担や制度の実効性への課題を踏まえ、令和4年7月1日に発展的に解消され、より柔軟で実践的な研修制度に移行しました。

その際、更新制導入（平成21年4月1日）前に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状を「旧免許状」と区分し、旧免許状を保有する者の中でも、有効期間満了日時点で非現職教師であった場合、同法施行日時点では、休眠状態として有効な教員免許状とされました。また、更新制導入（平成21年4月1日）後に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状は「新免許状」と区分されました。

新・旧免許の別 (注1)	有効期限の日満了時点で 現職教師 (注2)	有効期限の日満了時点で 非現職教師 (ペーパーティーチャー等)
新免許状	失効	失効
旧免許状	失効	休眠

(注) 文部科学省資料「令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて」より抜粋

当該講師の教員免許状は、初めて授与を受けた日が更新制導入後であり、再授与申請が必要な「新免許状」でした。